

国立研究開発法人水産研究・教育機構
令和3年度第4回契約監視委員会議事概要

1. 日時 令和4年3月3日（木） 14:00～16:00
2. 場所 テクノウェイブ100 1階 第2会議室
(神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25)
※ Web会議システムを併用して開催
3. 出席者
委員長 蒲池 孝一 公認会計士
委員 藏本 隆 公認会計士
委員 高本 雅通 (株)神奈川新聞社 統合編集局長
委員 星原 正明 弁護士
委員 原口 淳一 (研)水産研究・教育機構 監事
委員 浜野 かおる (研)水産研究・教育機構 監事
(研)水産研究・教育機構事務局
4. 議題 ①令和3年度第2四半期の契約実績及び入札等に関するアンケート調査結果
②令和3年度第2四半期の契約の抽出案件
③その他

5. 議事概要

・議題 ①令和3年度第2四半期の契約実績及び入札等に関するアンケート調査結果

令和3年度第2四半期の契約実績及び入札等に関するアンケート調査結果について、事務局から資料に基づき説明があり、審議を行った。

主な質疑応答は、次のとおり。

特になし。

・議題 ②令和3年度第2四半期の契約の抽出案件

令和3年度第2四半期に締結された契約の中から委員により抽出された10件の契約について、審議を行った。

各案件についての主な質疑応答は、次のとおり。

種卵（さけ・ます）

特になし。

水中グライダー修理業務

○国内メーカーでは、技術的に対応できないのか。

→当該メーカーでなければ、対応できないものです。代理店契約に基づくものです。

○他のメーカーでは、対応できない、修理できないというのは、契約上できないのか、技術上できないのか、或いは部品の供給が制限されているからなのか、どのようなことなのか。

→当水中グライダーは特殊な観測機器であり、技術的なノウハウを保有しているのは、当該メーカーのみであり、他のメーカーが修理を行うことは技術上、不可能です。

○機構が保有している他の水中グライダーについても、同様のことがあり得るのか。

→他のメーカーに関しても、製品の内部情報を公開しておらず、結果的にメーカーに頼らざるを得ないと理解しています。

○本体価格は、いくら位のものなのか。保有している6台の使用状況を教えていただきたい。

→本体価格は、23,750,000円です。保有している6台については、全て稼働しています。水中グライダーには、様々なセンサーがついており、センサーによって機能が異なるため、それぞれの目的で海洋観測を行っております。

9月分船舶用重油（函館港）

○改善方策に、「調達予定の早期周知に努める」とあるが、他の船舶用重油契約実績をみると、入札公告期間が長ければ沢山の応札がある訳ではなく、逆に入札公告期間が短い場合でも複数の応札がある場合もある。調達場所の事情による部分もあると思うが、いたずらに早めに周知することだけでなく、どれくらいの公告期間であれば、検討いただけるのかを把握した上で、最適な公告期間を設けることで改善を図ってはどうかと考えますので、検討願います。

→検討します。

○1者応札の原因としては、業者がバージ船の手配ができなかったことなのか。

→今回は、バージ船の手配が難しいとのことで、入札へ参加いただけませんでした。

過去の実績や10月から12月の船舶用重油（函館港）の入札では複数応札の入札となっています。入札の時期、積み込みの時期がわかった時点で、入札参加を促していくことをこれまでも行ってまいりましたし、今後も同じように、できるだけ早いタイミングでの情報提供によって、早期のバージ船確保をお願いしたいと考えています。

潮流計

○設置後29年が経過しているが、構成している他の機器は交換する必要はないのか。

→船底に設置しているものと、船内に設置しているものでは、劣化具合も異なりますし、古くなったものについては交換していきますが、全体の交換となると費用がかかりますので、劣化したものから交換を行っています。送受波器部分については、平成22年度に更新しており、まだ使用できることから今回は更新する必要がありませんでした。

○今後、今回交換した潮流計以外の構成機器が劣化し交換をする場合に、潮流計のメーカーに限定され、1者応札の入札が続くことになるのか。

→潮流計が設置されている蒼鷹丸は29年が経過しており、調査船の対応年数から考えると、潮流計を交換することによって、代船まで新たに機器の交換を行うことなく使用することが可能と考えます。

○この件に限らず、ケースバイケースではあるが、1者入札を排除する視点だけでなく、実質的な競争性の担保方法の検討も重要と考えますので、適切に対応していただきたい。

(餌料) 冷凍イカナゴ

特になし。

(蒼鷹丸減速機部品) ストロマグカップリング

特になし。

宮津庁舎餌料培養棟(2) 他RC水槽改修その他工事

○契約相手方は、本件以外にも受注実績があるのか、または初めての受注か。

→本件以外にも、実績はあります。

○発注予定情報の前倒しには、期間的にルールなどはあるのか、最長でどれくらい長くできるのか。

→年度当初に出せるものもありますが、予算執行状況をみつつ、予算措置に目処が立った時点で出せるものと考えますが、期間について定めはありません。

大型造波水路造波装置・津波実験水路津波発生装置制御システム更新業務

○OSにwindows7を使用しているとあるが、機構ネットワーク基板上に配置されたものなのか、それとも、切り離れた特殊な場所に配置されたものなのか。

→独立したシステムになっており、ネットワークとは切り離されています。

○改善方策の説明の中で、権利関係の問題が生じる仕様が含まれるとあるが、権利関係とは、どのようなことか。

→本装置は、細長い水槽の中に特定の波を造波し、造波した波の状態をセンサーで把握して、サーボをかけることにより、再度ハードの制御をすることで、狙った波を作り出す装置です。その中で、波の造波、波の制御の部分に様々なノウハウがあると理解しています。

サンマ漁船によるソナーデータおよび漁獲物収集業務

○1者応札の要因の説明の中で、同許可を有する漁業者の企業共同体の入札参加の可能性があったとしているが、入札参加の可能性があった者が、どのような理由で参加しなかったのか分析できているのか。

→本契約に関しては、棒受け網漁船3隻以上を管理している団体であれば応札可能となっています。サンマ漁船を3隻以上有する団体としては、他に2者おりますが、2者ともに全サンマ棒受け網漁業協同組合に所属しており、全サンマ棒受け網漁業協同組合が本業務をサンマ資源低迷の打開策として、積極的に取り組む姿勢を示していたことから、同協同組合に所属している業者が参加を躊躇したものと分析しています。

○この業務を大臣が指定する団体に限った理由はなにか。

→サンマ棒受け網漁業が、農林水産大臣が許可するいわゆる指定漁業となっており、その漁業者を全サンマ棒受け網漁業協同組合が管理している漁業体制になっています。一定の漁業については、農林水産大臣の許可が必要であり、それらを指定漁業として許可をしているものであって、団体を指定したものではありません。農林水産大臣が許可をした指定漁業サンマ棒受け網漁業者でサンマ漁船を3隻以上有しているものであれば、入札への参加は可能であり、競争は可能であると考えています。

新型コロナウイルスワクチン職域接種業務

特になし。

・議題 ③その他

事務局から、次回の令和4年度第1回委員会の議題は、令和3年度調達等合理化計画の自己評価についての点検、令和4年度調達等合理化計画についての点検を行う予定としている。開催時期については令和4年5月下旬を予定している。今後の新型コロナウイルス感染状況等を見ながら、開催時期、開催方法を調整してまいりたい旨の報告があった。